

広島県ふぐの処理等に関する条例（令和三年広島県条例第三十号。以下「条例」という。第十三条の規定によって、ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和四年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
学科試験	令和四年一月二五日（金） 午前一〇時から午前一時まで	広島市総合福祉センター （広島市南区松原町五番一号〔BIG FRONT ひろしま五階〕）
実技試験	令和四年一月二五日（金） 午後一二時一五分から	

二 試験科目

1 学科試験

- (一) 水産食品の衛生に関する知識
- (二) ふぐに関する一般知識

2 実技試験

- (一) 解体処理
- (二) 可食部分及び不可食部分の分類
- (三) 臓器の鑑別
- (四) 種類の鑑別

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（条例附則第四項の規定によって学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験定員

二十人程度

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

令和四年十月十一日（火）から令和四年十月二十五日（火）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、令和四年十月二十五日（火）までの消印があるものに限って受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

受 験 者 の 区 分	提 出 先
業務地が広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある者	業務地の所在地を管轄する保健所 （「二十問合せ先」参照）

業務地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にあり、住所地在広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある者	住所地在を管轄する保健所 （「十 問合せ先」参照）
業務地及び住所地在が広島県外、広島市、呉市又は福山市にある者	広島県健康福祉局食品生活衛生課 （〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

### 3 提出書類

#### (一) 受験願書

- (二) 写真（出願前六月以内に撮影された縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽かつ正面上半身のもので、裏面に氏名を記入すること。）
- (三) 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書若しくは資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、前記2の場所に原本を持参し、提示すること。）

#### 六 受験手数料

一万五千七百円

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は、返還しない。

#### 1 現金による納付

手数料一万五千七百円分の現金を受講願に添えて、申請窓口で納付する。

#### 2 納付書による納付

所定の手続により広島県が発行する納付書で事前納付することができる。

この場合、払込証明書を受講願の所定欄に貼って提出すること。

#### 七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

#### 八 携行品

受験票、筆記用具、ふぐ処理用の清潔な服装、調理用具（包丁、ふきん、軍手等手袋〔必要な場合〕）

#### 九 合格者の発表

令和五年一月五日（木）午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、広島県庁ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。また、受験者には文書で通知する。

#### 十 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

機関名	住所	電話番号	管轄市町
-----	----	------	------

西部保健所 生活衛生課	千七三八―〇〇〇四 廿日市市桜尾二丁目 二番六八号	(〇八二九)― 三二―一八―	大竹市、廿日市市
西部保健所広島支所 衛生環境課食品薬事係	千七三〇―〇〇一― 広島市中区基町一〇 番五二号農林庁舎一 階	(〇八二)―二 二八―二二―	安芸高田市、府中 町、海田町、熊野 町、坂町、安芸太 田町、北広島町
西部保健所呉支所 衛生環境課	千七三七―〇八一― 呉市西中央一丁目三 番二五号	(〇八二三)― 二二―五四〇〇	江田島市
西部東保健所 生活衛生課	千七三九―〇〇一四 東広島市西条昭和町 一三番一〇号	(〇八二)―四 二二―六九―	東広島市、竹原 市、大崎上島町
東部保健所 生活衛生課食品衛生係	千七二二―〇〇〇二― 尾道市古浜町二六番 一―二号	(〇八四八)― 二五―二〇―	三原市、尾道市、 世羅町
東部保健所福山支所 衛生環境課食品薬事係	千七二〇―八五二― 福山市三吉町一丁目 一番一号	(〇八四)―九 二二―一三二―	府中市、神石高原 町
北部保健所 生活衛生課	千七二八―〇〇一三― 三次市十日市東四丁 目六番一号	(〇八二四)― 六三―五一八―	三次市、庄原市
健康福祉局食品生活衛生 課	千七三〇―八五二― 広島市中区基町十番 五十二号	(〇八二)―五 一三―三二〇三―	右に掲げる以外の 地域

十一 その他

受験願書の請求は、前記五2の場所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験」と朱書きし、八十四円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。また、広島県庁ホームページからもダウンロードすることができる。